

## “名刀を使いこなす”行政書士に

海野敏郎（東京行政書士政治連盟 組織副委員長・四十六歳）

### ◆“百聞は一見に如かず”的業務

「行政書士とはいつたいどのような業務を行う資格なのか」——この質問に具体的、かつ簡明に答えられる人は、世の中に多くはないと思う。この資格に係わりを持たない市民だけではなく、行政書士になるべく資格取得を目指す人たちの中にも、答えに窮する人は少なくないはずである。このことは、行政書士が、他の資格（たとえば、司法書士・税理士等）に比べて市民の理解と認識が低いことを示しているのではないだろうか。

私は、平成三年三月七日に行政書士登録をした未だ駆け出しである。正直に申し上げると、私は、冒頭の質問に答えられなかつた一人である。というよりは、具体的にどういう業務をするのかほとんど分からず行政書士になつたといえよう。

そこで、行政書士法第一条からその業務内容をみると、一定の要件の基で、法律文書の作成を業とするということである。この条文の意味する重大さに気付いたのは、私が行政書士として登録し、業務を始めてしばらく経つてからのことである。

開業当初は、行政書士＝官公署というつながりだけを頼りに、行き着くところといえば、車

庫証明申請であった。この時は手っ取り早くできる業務のことしか考えられなかつたのだ。

業務の依頼は、月に一件あるかないかだが、依頼されれば何でも行う姿勢で取り組んだ。ただし行政書士としての自覚が浅いため、業務遂行に必要な知識の研鑽を怠つていたのである。

一つの転機となつたのは、行政書士として、すでに幅広く業務を行つている諸先輩方との交流である。私がそこで見たものは、今までに考えていた業務とは異なり、まったく別世界の業務であった。“百聞は一見に如かず”とは、行政書士業務を語るときにピッタリの諺である。

会計業務をこれから業務として認識したのも、まさにこの時である。なぜなら、行政書士の試験では、一部商法の問題があるにせよ会計・簿記に関する問題は皆無だったからである。

しかし、企業を対象とする場合、やはりこの会計知識が必要不可欠であることが理解できた。行政書士法第一条の「他人」とは、一般市民であると同時に企業でもあるということを強く印象付けられたのである。つまり一般市民の日常生活と企業の活動とに係わる法律文書の作成を業務として行うのである。契約書、遺産分割協議書、会社設立に係わる書類、会計帳簿、就業規則、賃金規程等々、具体例を挙げれば枚挙に暇がない程である。また、これらの作成業務には、それぞれ専門的かつ高度の知識が必要である。

新たな発見は、更なる課題の提起もある。法律文書の作成に必要な知識とは、何か。私は、この質問に対する答えを持ち合わせてはいない。ただ言えることは、行政書士業務の広範

れと責任の重さを認識し、知識の研鑽に努力するということである。

#### ◆これからは行政書士からのアプローチも大事

行政書士を持たたえてみよう。武士にとつてなくしてはならないものは、大刀小刀の両刀であるが、行政書士の大刀小刀は、一般法である民法と、その特別法である商法ではないだろうか。名刀を身に付けるのが望ましいが、それが叶わないならせめて銘び付かないよう日々の手入れを怠らないようにしたいと思う。

規制緩和が唱えられている今、行政書士の資格は、その規制緩和と無関係には存在しない。行政書士に対する市民の認識と理解を深めるためには、今まで以上の専門的かつ高度の知識の取得と、それに相伴つて業務依頼者である市民及び企業に積極的なアプローチが必要である。私が所属する支部では、市役所及び商工会議所において、行政書士として市民や企業の相談を受けている。これらの活動は、行政書士としての業務知識の研鑽を促すことはもとより、ひいては、行政書士の社会的地位向上につながるはずである。また業務範囲の広さと依頼者の利益を考えたとき、それぞれの行政書士は、個々の垣根を乗り越え互いに連携していくことも欠かせないとと思う。

私は、まだ行政書士法第一条を充分理解しているとは言ひがたいが、これからも今まで述べた事を少しでも実行に移しつつ、行政書士として誇りをもつて業務を行っていく所存である。